安全衛生あれこれ 82

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長　増田稔久

送検事例から学ぶ
～「ゴンドラ則」の紹介～

「ゴンドラ」と聞くと、かつて「名古屋港イタリア村」でベネチア風のゴンドラ遊覧船に乗った時のことを思い出しますが、ここで紹介するのはビル街に作業かごとして浮かぶゴンドラです。

街を歩くと、どこかでこのゴンドラによる「ビルの外壁改修工事や窓清掃」が行われています。もちろん安全第一での作業でしょうが、歩道から見上げる作業は随分と高所、つい「ご安全に」と無事な作業を祈ってしまいます。

ゴンドラでの作業は、ひとたび事故が発生すると、高所からの墜落や飛来を伴うもので、時には通行人も巻き込む悲惨な事態が想定されます。過去そのような事故が繰り返されています。このため、昭和47年に「ゴンドラ安全規則」（「ゴンドラ則」は略称）が制定され、改正も繰り返されて規制が強化されてきました（なお旧ゴンドラ則は昭和44年制定）。法令でのゴンドラは、安衛法施行令第1条に「つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備を

いう」と定義されています。

今年2月、名古屋市内でゴンドラによる死亡災害が発生し報道されました。その事故に関し所轄監督署は9月に関係事業者等を書類送検しました。

災害と事件の概要は別掲1（愛知労働局HPから引用）のとおりで、ゴンドラを支えているワイヤーロープが切れてゴンドラが傾き、作業者が墜落死しました。

送検条文は、ワイヤーロープの点検に関する事項です（別掲2）。またゴンドラ則第17条には、万一の墜落に備えての要求性能墜落制止用器具（安全帯のこと）の使用も義務付けられています。公表された送検の条文には見当たりませんでしたが、今回のようにゴンドラが傾いた際に墜落を防ぐ命綱の役割を果たすので、現場の皆さんには是非とも本条の措置を実践して欲しいと願っています。

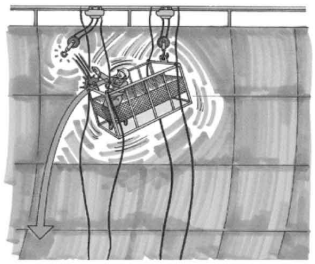
（別掲1）

ゴンドラに関する送検事案

1、被疑者　①建設会社　②現場責任者

2、労働災害の概要

令和8年2月、名古屋市内の外壁塗装修繕工事現場において、被疑会社の労働者（31歳）がゴンドラを使用して荷揚げ作業中、ゴンドラの控えワイヤーが断裂しゴンドラが大きく傾いた結果、被災者が墜落し死亡した。



厚労省あんぜんサイトから引用したイメージで、記事とは関係ありません。

3、被疑内容

安衛法では、ゴンドラを使用して作業を行うときは、その日の作業を開始する前に突りょう、昇降装置等とワイヤーロープとの取り付け部の状態、巻過防止装置、その他の安全装置の機能等の点検を行わなければならないと規定されているが、被疑者は、その作業開始前点検を行っていなかった疑い。

（別掲2）

送検対象とされた条文 第22条（抜粋）

ゴンドラ安全規則 第22条（作業開始前の点検）

事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。

1　ワイヤロープ及び緊結金具類の損傷及び腐食の状態
2　手すり等の取りはずし及び脱落の有無
3　突りょう、昇降装置等とワイヤロープとの取付け部の状態及びライフラインの取付け部の状態（以下、略）

その他の重要条文 第17条（抜粋）

同則　第17条（要求性能墜落制止用器具等）

事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

3　労働者は、第1項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。